



全消協ニュース

全国消防職員協議会発行／編集責任者 門間孝一／東京都千代田区六番町1 自治労会館／☎ (03) 3263-0271
ホームページアドレス／<http://zensyokyo.jp/>

黄川田総務副大臣に消防職員の団結権回復を要求

3月7日、総務省副大臣室において、全消協は自治労と連名で、総務大臣への要求書を提出した。総務省からは黄川田副大臣が出席、全消協からは迫会長、門間事務局長が、自治労からは徳永委員長が出席した。

要求書は、①地方公務員制度改革関連法案の早期策定と今国会での成立、②同法案により消防職員の団結権を認め、消防行政のより円滑な運営に資すること、の2点からなる。

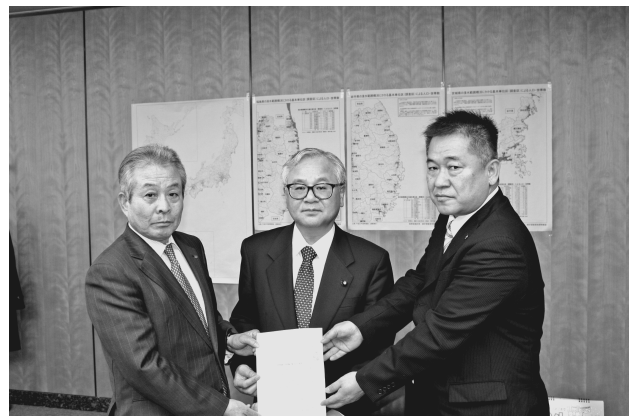
これをもとに、まず自治労の徳永委員長が「2010年のILO総会において、当時の細川厚生労働大臣が公務員の労働基本権回復の方向性を打ち出して以来、改革が進められてきた。消防職員の団結権を含め、今後も着実な取り組みをお願いする」と改めて要請を行った。

黄川田副大臣は要請の主旨を受け止めるとともに、地元である岩手県での被災状況に触れつつ「全国から救援に駆けつけてくれた消防の皆さんには大変お世話になった」と消防職員に対する感謝の意を再三示した。

最後に迫会長から改めて要求書の主旨を確認した後、黄川田副大臣と固い握手をかわして、この日の会談を終了した。（要求書は2面）



●要求書を提出する門間事務局長（左）
迫会長（右）と黄川田副大臣（中央）



●要求書は自治労徳永委員長（左）と
迫会長（右）の連名で提出した

2012年3月7日

総務大臣
川端達夫様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 徳永秀昭

全国消防職員協議会
会長 迫大助

消防職員の団結権回復にむけた要求

地方自治の確立、また公務員の労働基本権確立と自律的労使関係制度の構築に向けた貴職のご尽力に改めて敬意を表します。

とくに、消防職員の団結権回復に関しては、昨年6月2日に貴職より「消防職員の団結権については付与することを基本的な方向としつつ、技術的な検討を進める」という基本的な考え方が示されて以降、6月10日の連合・政府トップ会談では、枝野前官房長官から「消防職員に団結権を付与する」との考えが示され、12月26日に貴職より示された「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」においても、消防職員に団結権を回復することで指揮命令系統や職場内の信頼関係、警察・自衛隊など他の機関との連携に支障をきたすのではないかという疑念を払拭する内容が示されたことは、消防職員の意をさらに強くするものと考えます。

つきましては、以下の点について、改めて要求いたします。

記

1. 可及的速やかに「地方公務員制度改革関連法案」を策定し、「国家公務員制度改革関連四法案」に遅れることなく、今国会での可決成立をはかること。
2. 「地方公務員制度改革関連法案」においては、地方公務員法第52条5項における「及び消防職員」との文言を削除し、消防職員に対し、他の職員と同様に団結権を認めること。これをもって、消防行政のより円滑な運営、職場の活性化、業務の向上・改善に資すること。

以上